

雜 纂

中世に於ける“Antique Modern Spirit”に就て

朝 日 融 溪

一

吾人はトーマス・アキィナス Thomas Aquinas の如き穩なる哲學的理論家の立場に於いてのみならず、皇帝それ自身に附屬せる政治的支配權を神聖視せる人達の議論の或るものに於いても、王者としての缺點なき權利に就て疑問なきを得ないのである。中世に於ける法律學者や、理論家は王國の政治形式が排外的である要求を討議しながら、或る事情に於ける政治形式の便法を指示してゐるのである。例すれば、共和政は合法的で、而して實際的であるとした。何故ならば、共和政は合成的人間として

その支配的集會の意識のために、王國と等しく權力の結合を表示してゐると説明してゐる。彼等は又、命令よりも寧ろ法に於いて、權利よりも寧ろ義務に於いて、王の人格よりも寧ろその職能に於いて重要さを置いてゐたのであつた。また一方、彼等は法王又皇帝の至上なる權力に對して、或る制限された權力 (Potestas Limitate) を對立せしめてゐた。それ故に法王と皇帝との兩者の主權は無條件ではないのであつた。教會、國家は又權利を所有してゐた。而して服従は是等の權利によつて條件が付けられてゐた。即ち政治は支配されるものゝために制度づ

けられたのであつた。而して若し支配者がこの根本的法を守らないならば、彼は暴君となるのであつた。すべてのこの點に於いて吾人は、『古代の近世的精神』“The Antique-Modern Spirit”と言はるゝところのものを認めるのである。即ち近世的方向へと中世を通して働いたアリストートル Aristotle の影響を見るのである。

暴君とは政治的並びに宗教的基調を無視して暴力政治を斷行したものの意である。中世の歴史として、神の命令は、法王と皇帝と暴君とが相互に相争ふ或る場合に於いて、その勝利を得たる人の事件の前に妥當してゆかざるを得なかつた。しかし、必然の法は何れの場合にも嚴かに保たれてゐた。しかも世俗的事象に於いてすらも、臣民は壓迫的命令又は勅令に服従す可く束縛されてはゐなかつた。腕の力によつて反抗した事實を可なりに遺してゐる。暴虐の令の如く、正義にあらざるものが暴虐の行爲によつて強ひられた實例も少くはないのであるが、^{註一}暴君が却つて臣民の手により死に置かれた事實もある。アキナスは『王なるものは、彼等が彼等自身の利益を

求めるためではなく、彼等は共同的利益を認めたとために神によつて制定されたのである。』と言つてゐる。^{註二}ルツ

カのブトレメウス Ptolemaeus of Luca は『王國は王のためではなくして、王國のための王である。』と言つてゐる。^{註三}ダンテ Dante すらも同じ感情を強調してゐる。『市民は執政のために存在するのではなく、又、人民は王のために存在するのではなくて、市民のために執政は存し、

人民のために王は存するのである。』と。^{註四}オックカム Occam に従へば『政治は自由を促進す可く、臣民の奴隸を拒否す可きである。』と。^{註五}ニコラウス・ミノリタ Nicolaus Minor

三は、『正當に支配なさぬ諸王は、王としてよりは寧ろ暴君として見做さる可きである。』と。

フレウリーのヒュー Hugh of Fleury は實に暴君のために黙従し而して祈禱を神に捧げたのであつたが、殉教者として、神の法に反したる命令に對し不順従のために處罰をうけたのであつた。しかし、^{註六}サリスベリーのジョン John of Salisbury は大膽に、『暴政は人間に對し神によつて是認された權力の哲理である。』と言ふ原理に於い

て暴君に對して死を以つて威嚇したのであつた。かくし

て彼は毒の如き不正義なる手段の用法を放棄したのであ

つた。^{註七} トーマス・アクィナス Thomas Aquinas は、暴

君誅戮を認めなかつたけれども、暴君的政治に對し活躍

的反抗を擁護し、而してかゝる反抗は、それがその指圖

さるゝ範圍の如何に反して、暴政よりもより大なる惡事

を誘導さるゝことがなければ、反亂ではないのであると

言つてゐる、それ故に、法王にしても、皇帝にしても、

又、他の支配者にしても、王の權力を制限す可き中世史

的傾向は人民の權利を向上することに終る可く、且つ、

大衆的意味に於いての人民主權の起源を見出すに至つて

も敢て驚く可きことではないのである。それ故に自然の

状態に於ける理論は、すべての人々は自由であり、平等

であり、而して、共通に於けるすべての事象は共通に保

たる可きであつて、國家の起源も亦契約によつて保たる

可きである。その契約の理想は舊譯聖書から誘引された

ものであつて、それは自然法 (*ius Naturale*) と領主と封

臣との間の封建的關係を了解するものとして見做された

のであつた。

イスラエル *Israel* の人民が彼等自身の上に王を置くこ

とに對しての一致は明かに契約の自然からなり立つてゐ

たのである。法律學者に従へば、舊譯聖書によつて『各

々の自由人民はそれ自身の上に卓越人を置くことが出來

るのである。』彼等は "*Lex Regia*" によつて『人民はすべ

てのその權力と帝國とを王に移した。』と満足してゐたの

であつた。しかし、是が俗世間的權力への人間的根源を歸

したのではないのであつた。否、それは法王に反するが

如く王の權利の神聖なる附屬に歸したのであつた。かく

して人民は神の意志の機關となつたのであつて、すべて

の權力は契約の方法によつて、即ち人民の任意的な服従

から誘導さるゝに至つた。而して征服又は篡奪の場合に

於いてすら人民の暗黙の承認、それによつてかゝる激し

き方法も合理的であると想像され、要請されたのであつ

た。かくの如くにして人民が與へた權力は、何事かの事

件によつては取り回されたこともあつたであらう。例す

れば、東方の皇帝が、キリスト教團の優秀なる支配者と

して見做さる可き彼の權利を、衰微を原因として没收されたとの想定に於いて、シヤレーマン Charlemagne が皇帝として認められた時はそれであつた。偉大なるチャールスが帝國的王位を得たことは、法王の允許によつてではなく、人民の承認によつてであつた。『法王はただ人民の意志を宣言し、而して實行したのであつた。』而して皇帝はなほ人民によつて選ばれた。何故ならば、神聖ローマ帝國の場合に於いては、選舉者は實にその代表者であつたからである。この帝國外に成長した國家に於ける世襲的^レ王國は、實に合法的有效に行使されたのであらう。

しかし、その根本に於いてすべての權力は選舉の方法によつて人民から誘導された。それは契約の原理に基づいたのであつて、選舉的組織は神の法と自然の法との兩方に最もよく合致してゐたのであつた。

二

しかし、ローマの人民は皇帝へ主權を譲り渡さなかつたであらうか。かくして絶對的服従にそれ自身を奪はれ

はしなかつであらうか。絶對^{註八}王國の擁護者は、民衆的主權は皇帝に於いて消滅したと言つてゐる。民衆的權利の擁護者は、この事件は讓步であつて、讓渡に等しいものではない。夫れ故に人民は皇帝より秀で (Populus maior imperatore)、而してその權力を取り回すことが出来る。

王國に於いてするも、たとひ王がその契約の條件を守る限りその職から奪はれないとしても、人民は眞の主權者である。かくして主權的^レ人民は、彼が如何なる階級に屬しやうとも、王又は支配者より偉大である。この意見の支持者は、人民的^レ主權讓與のために、支配者に無制限なる主權を讓與す可く拒絶したのである。人民は尙ほその權利を保有し、而して人民の承認は全體の利益に關係する所のすべての重要な命令に必要であつた。或るものは、暴君の場合に於いて、彼を廢位せしむるためにその權利を行使した。他のものは、王國と社會即ち混合的な制度に對する權力の區分に於いて最善なる制度を見出さんと努力するのであつた。

契約に於いて成り立つ皇帝若しくは王に對する人民の

權利は、十一世紀の初めに於いて註九ラウテンバハのマネゴルド Manegold of Lautenbach によつて近世的精確さを以つて既に話されてゐたのである。『何人も皇帝又は王自身を創造することが出来ないから、人民は、誰かが正しき政治の原理に従つてそれを統治し、又、支配する所の目的にまで、それ自身の上に或る一人の人を引き上げるのである。しかし、若し或る方法に於いて、彼が選ばれることによつての契約を犯すならば、彼は服従の義務からその人民を解放するのである。何故ならば、彼は先づそれに對する信念を破るからである。』と。王は單に人民の意志の實行者に過ぎないのであつた。而して、若し彼が彼の義務に於いて失敗するならば、人民は彼に對する判斷を行使することが出来たのであつた。註十マネゴルドは尙ほその論調を進めて言ふ、『王と言ふ名は自然の名ではなくて、職名である。又、人民は、その支配者が途中に於いて暴君の如き行動を演ずるの自由の權力を彼に與ふることを控へて、それ以上遙かには彼を高めずに、暴政からそれを擁護するのである。彼が暴君の如く活動

し始めるや否や、彼に是認された權威から墜落することは明かである。何故ならば、それは彼が任命された契約を彼が先づ破つたことを示すからである。』と。又、『若し王が不正な税を課し、正義を否定し、國を防禦することに失敗し、或は、他の義務を等閑に附するならば、人民は彼を廢位せしめ、而して、他の支配者を選んだであらう。』と、この權利を行使することに於いて法王すらも人民の意志の實行者に過ぎなかつた。

人民の主權に就てのこの教理はオクカムによつて皇帝ルドヴィヒ Ludwih のために書いたのであつたが、純粹なる共和主義に對しては註十一マルシリウス Marsilius 即ちマルシニヨ・オブ・パデューア Marsilio of Padua によりて尙一步を進められたのであつた。著しき型に於いてルソー Rousseau に先行したマルシリウスに従へば、人民即ちその大多數は立法者である。而して立法者は國家の支配者であらねばならぬ。立法者は一般集會、顧問會議、或は個人によつて彼の主權者的意志を行使するのである。しかし、その形式が如何なるものであつても、その實行

は嚴格に立法者に附屬す可きものである。それは明かに人民の意志の代表である。而して人民はその絶對的支配に服従す可きである。その結果に於いてそれはそれ自身の意志を持たなかつたのであつた。而してそれが立法者のそれと密接に一致してゐた時、その職能が最善になされたのである。それは命令的な意味に於いて立法されたかもしれないのであるが、大衆的意志の儀表としてであつて、それは至高なる法であり、而してそれに於いて國家は成立するのであると言ふのである。

バズル Baſe の宗教會議の教化のために書かれた “Concordantia Catholica” の著者にして法王に對する一般會議の優越に就ての討議に就て大立物の一人であつたキユエスのニコラス Nicolas of Cues ^{註十二} 即ちクサヌス Cusanus は等しく人民の主權に就いての教理を主張したのであつた。すべての是等の理論家の説の如く、彼の説くところも、權力は神から授與されたものであつて、それは社會の意志に於いて表現されてゐたのである。それ故に、法の效力は人民の承認に依頼されるのであつて、

中世に於ける “Antique Modern Spirit” に就て

その人民に對してそれが適用されるのである。即ち政治は政治さるゝ、人民の共通の承認 (Concordantia) に待たねばならぬことが表現されてゐるのである。かくしてその唯一の允許は人民の意志の中に伏在してゐるのである。と。是れは自然の法と並びに神の法とから推論されたのであるが、自然の法によつて、すべての人々は自由であり、而して彼等の自由意志によつてのみ臣民となることが出来るのである。^{註十三}『しかし、若し人々が自然的にすべてが等しく力強く、而して自由であるならば、そこには何の法もなく、又、他の人々の承認と選舉とによるにあらざれば、彼等の上に位する一人の人の正しく制定された權力もない譯である。法は又彼等の共同的承認に對し、その力を負ふ可きである。』と、それ故にそれは法を作る可きであつて、さうすることが彼等の職能であつた。彼等の職能は亦彼等の行政を支配す可きであり、而して失政の場合に於いては支配を廢す可きであつた。

黨派的執着に何の關係もなく、是等中世の理論家によつて自然の法に置かれた重みは、眞に著しいものがあつ

た。彼等は古代の傳統的な自然法を認識しながら、この法を彼等は破ることの出来ないものとして保つてきたのであつた。立法者はそれを破ることは出来なかつた。何故ならば、それは神によつて人間に授けられたものと思惟したからであつた。立法者は現實法によつてのみ改良することが出来たのであつて、現實法は、彼が如何にあらうとも、又個人にしる、國家にしる、主権者の意志に従つて變化されたのであつた。かくして主権は、絶對王の擁護者に對しては、法の上にあつた。(Princeps Legibus Solvitur est)『王は法によつて縛ばられてはゐない。』それと等しく人民的主権の擁護者は、たとひ絶對王の擁護者が、社會の承認から離れた或る王は絶對であることを斷言しながら力強く明言してゐたけれども、主権的集會は法に秀れてゐることを要請してゐたのであつた。國家に就いての彼等の解釋に於いて直徑的に相反してゐながら、現實的法に關して國家の權力を兩者は高めていつたのであつた。前者は、實質的に國家として王國を見做し、後者は、人民又は社會即ち一般意志にそれを一致せ

しめたのであつて、彼等の反對者の假想に反して人民は神聖なる自然の法によつて最上であるのみならず、その至上權とその主權とは不變にして不滅なものであることを主張したのであつた。

三

是等相對立せる理論家は共に合理的推理に於いてその起源を求む可く超自然的な起源ではなくて、自然的に國家の存立原因に歸せしむる傾向を示したのであつて、それはたとひ彼等がその意味とこの契約の範圍とに關して相違してはゐるけれども神政國よりは寧ろ民政國としてそれを考へんしたのであつた。或るものは、その契約の方法によつて支配者に絶對の權力を附與してゐる間に、他のものは、主權の不變なることを認識しながら、共和的形式を國家に與へるか、或は、制限された王國、混合された制度、代議的政治の何れかの理想に於いて表現を見出さんとしたのであつた。契約論の要請には科學的解釋のあらう筈はないのであつて、それは歴史と一致するのではなくして、近世の時代に於いて重大なる意義を

是等相對立せる理論家は共に合理的推理に於いてその起源を求む可く超自然的な起源ではなくて、自然的に國家の存立原因に歸せしむる傾向を示したのであつて、それはたとひ彼等がその意味とこの契約の範圍とに關して相違してはゐるけれども神政國よりは寧ろ民政國としてそれを考へんしたのであつた。或るものは、その契約の方法によつて支配者に絶對の權力を附與してゐる間に、他のものは、主權の不變なることを認識しながら、共和的形式を國家に與へるか、或は、制限された王國、混合された制度、代議的政治の何れかの理想に於いて表現を見出さんとしたのであつた。契約論の要請には科學的解釋のあらう筈はないのであつて、それは歴史と一致するのではなくして、近世の時代に於いて重大なる意義を

有する歴史的結果を將來するの運命を有してゐたのであつた。それに基礎付けられた人民の主權に就ての理想は、實際的並びに理論的政治の活舞臺に於いて討究せらる可き民衆的權利の將來の擁護者のために根源的教理となつたのであつた。そこに於いて一四八四年に於けるツール・Tours に於けるが如く、國會々議のための召集が基礎付けられ、而して絶對王に反するものとして、その權利の擁護が原則とされたのであつた。

マルシリウス若しくはクサヌスは、人々がすでに實際的政治に於いて系統立てつゝあつた理論的形式に或る動かす可からざる力を與へたのであつた。マルシリウスは實に一の重要な點に於いて後は彼の中世紀的な時代を越えて遙かに進んでゐるほど近世的な人であつた。彼はジョン・ロック John Locke 以前四世紀半に於いて完全な信仰の自由を辯護したのであつた。如何なる人も彼の意見のために迫害されなかつた。教會ではなくて、キリストのみは異端に就いての判定者であり、而して各人は來る可き世界に於いて彼の信念のために神へ答へねばな

らなかつた。異端の教理が、若し文化社會に危險であるならば、世俗的裁判官の審案に來る可きであらう。一般的に言へば、信仰は政治外に立つ可きであらう。

中世に於ける政治的理想家のこの討議に於いて吾人は明かに近世に於ける鬭争の先試を見るのである。民衆的權利に就いての最近の擁護者の持論の多くは、自然の狀態、自然の法、契約、人民的主權、この主權の不變性、一般意志、制限された王、混合された制度、信仰の自由等に就いての獨斷の中に含まれてゐる。近世の理論家の多くは、意識してか或は無意識であつてか、彼等中世の先輩が既に宣言した所のものゝあるものを繰り返すのみか、又は、擴大するのみの如く思はれるのである。代議的の理制も亦強くマルシリウス、オクカム、クサヌス等によつての中世に於ける神學者達によつて強調され、又、働きかけられたのであつた。現存する所の權力は一般的承認と選舉とに基づくのであつて、すべての權力は代表的であると言ふのであつた。皇帝は帝國ではなくしてたゞその代表であり、法王は教會ではなくして、彼

も亦た、その代表であつた。かくの如くにして、教會と國家とに於ける代議制の觀念は、それが國會即ち他の協會と一般會議とに於いて實際的に適用せらる可く理論的に働きかけられたのであつた。人民、社會、信仰等の會議は個人の集合としてではなく、共同的團體として認められたのであつた。人民が主権者であると言ふことは、分配の意味に於いてではなく、集合的意味に於いてであつて、すべての個人の總額が人民を形成するのではないのであつた。それは充分に資格付けられた市民から構成されたのであつて、その根本的要因に於いてマルシリウスは子供と奴隸と外國人と婦人とを排除したのであつた。而して主権なるものは、相當に制定された協同意味に於いて構成された資格に於いてのみ斷言され得るのである。斯くの如き状態に於いて、團體の機關即ち國會又は一般會議はあくまでもその代表的性質を保有してゐるのである。かくして中世の選舉の會議或は僧正の會議などの如き小さな團體に於いても、嚴格に言へばその人達も選舉さる可き筈のものであつたが、それは代議的集

會であつて、相關的に人民と信仰者との爲めに彼等の職能を實行したのであつた。マルシリウス、オクカム、クサヌス等は、その範圍の大小に従つて人數と階級との兩者の公平な而して眞實な反映を確取し得るが如き代議制の企圖を形式化せんと企てたのであつた。マルシリウスは「キリスト信者の世界は、各州或は各社會に於いて、その住民の數と量とに従つて委任者を有する一般會議に於いて代表せらる可きである。」と論じたのであつた。註十五 オクカムは尙ほ一步を進めて、かゝる計畫は如何にして實行せらる可きかを説明したのであつた。教會區の住民は、大きな地方的區割に従つて代表者を選定したのであつて、是等の人達は相互に一般會議への委任者を選定したのであつたが、この方法を擴大することに於いて、それは實に單なる宗制ではなく、全教會を代表し得たのであつた。十四世紀に於ける教會人の立場に於ける驚く可き提言、それは確かに著しき近世型のその民主的觀念を示すに役立つ中の一つは、少く共教會並びに國家に於て激しく論究されたのであつた。

四

然し、『民主』“Democracy”の語を近代的意味に讀まんとするには相當の注意を要するのである。恐らく理論的には、その中世紀的意味に於いてもデモクラシーは人民のために了解されてゐたのであつた。而してそれが『自然によつてすべては等しく自由で而して力強きものである。』可く人民を宣言したクサヌスの如き人を見出すことは實に新鮮な意味を有するのである。しかしクサヌスは抽象的にそれを取り扱つてゐる。而してそれは抽象的な大衆の權利の最も完全な擁護者が、壓迫的な傳統的階級の區別から、又は、封建制度から誘導された大衆の自由の制限から大衆の解放を是認するか、否かは疑問とせざるを得ないのである。この點に於いて最も有名なる神學者の或るもの、遺著から判定すると中世時代は古代より一步も進んではゐなかつた。オクカム註十七は眞面目に法王廳の權力に對して『キリストはかゝる權利の奴隸である筈がない。』と議論してゐるのである。しかし彼は制度としての奴隸階級を容認してゐる。而してそれは國家並びに

教會に於いて奴隸階級を非難することによつて彼の議論を強めるが如きことはないのであつた。吾人は時折實に人間の眞實なる同胞のために是等の時代の社會的原野に於いて叫ぶ所の淋しき悲壯な聲と人間的且つ宗教的義務として解放を要求する聲とを聞いたのであつた。吾人は又經濟的自然法の作動の下に、如何に社會的壓迫からの解放が大衆の政治的向上を包含しなかつたとは言へ、共通的になつたかを見たのであつた。教會の教理は或る範圍に對しては解放に好都合であつた。がそれは、たとひその時代に對する反對の教理がより高き僧侶の中に説明者を見出し、而して教長が自治體の運動の強固な辯護の中に見出されたとしても、それ自身の構成的利益はそれによつて惱まされる時代ではないのであつた。而して是等理論家の中に於いて神聖な而して自然的な制度としての奴隸を想定する傾向は、新譯聖書が出でたに拘はらず、多くの著しき認定者を見るのである。それは彼等の時代を考慮することに於いて、彼等の行動がその周圍と事情とによつて自由を束縛されたことも推し得るのである。

しかし、それはキリストと使徒との言葉を引用しながら、しかもキリスト教徒としての同胞に對する奴隸の制度を歴史的事件として認定することによつてキリスト教の精神を隱蔽せんとする博學なる神學者を見出すことは驚く可きことであらう。

難解なる神學と煩瑣なる哲學とは彼等の多くを誤らしめたのであらうが、神學者は少くとも彼等の新譯聖書並びにアリストートルと教父とを知つてゐた筈である。

オーガスチンとアクイナスとは事實に於いて、アリストートルの所説に彼等自身の或る遙かに違つた議論を附加するの範圍に改良したのであつた。アリストートルは人類の大きな割合に就て精神的劣性の根據に於いて奴隸を擁護したのであつた。オーガスチンはその中に罪（宗教的罪惡）の償ふ可き價值を見たのであつた。夫れ故にセント・ポール St. Paul の意見があつたにかゝはらず、キリスト教徒の社會に於いて罪あるものゝための場所を見出したのであつた。註十八アクイナスは奴隸の事實は良き兵士を作るに適すとのを考慮附加したのであつた。人間は、征

服された自由人の運命が奴隸であるが故に、若し彼等がそれを失ふの恐怖によつて活躍す可きであるならば益々勇敢に彼等の自由のために戦ふ可きであつたであらう。否、この事柄に關して、セント・トーマスに従へば、自然の法は何の拘束もされないのであるが、或る階級の優越なる根柢に於いて侵害されるであらう。若し奴隸を有することが社會のために便宜であるならば、奴隸階級は認容さる可きである。と。この階級に屬しなかつたセント・トーマスそれ自身を思はざるを得ないのである。他方に於いて彼は支配者の著しき職能として國家に於ける貧民に就ての注意を主張したことは彼の信用に對し記憶す可きことであらう。而してこの點に於いて彼は中世に於けるキリスト教のよき方面を代表してゐるのであつて、それはすべてのその偏見と迷信とを以つてして、法王と半ば俗化された教會の領主的僧正とのそれが如何な状態にあつたとしても、キリスト教の使命は貧民と不幸なるものとにあつたこの事實を全然無視することは出来ないのであつた。アクイナスによつて與へられた真理の一片は實

に單純であつて、中世時代には特異的に響いたのであつた。貧民を記憶することによつて支配者は、それ自身註十九の罪を益々確實に償ふことが出来たのであらう。ウィックリフに對してすら奴隸階級は犯罪的ではないのであつた。何故ならば、オーガスチンの思想に於けるが如く、ウィックリフに對してもそれは罪の結果のあらはれであつたからである。しかもそれは肉體的自由ではなくて、精神的自由が偉大事であつたが故に無關係の事件であつた。かくして中世時代に於いては、社會の高き階級の中には何の罪人もゐなかつたのであらうと結論す可く誘はるゝであらう。オーガスチンや、アキイナスやの如き人々は彼等自身にこの疑問を求めたものとは思はれないのである。しからば中世の神學者は現實に即してなす可き何を有したのであらうか。

- 註一 Aquinas, *De Regimine Principum* (Opera, vol. 27, p. 5)
- 註二 Poole, *Illustrations of the History of mediæval Thought*, p. 89.
- 註三 Dante, *De Monarchia*, translation by F. I. Church,

p. 128.

註四 William of Occam, *Dialogus* p. 71.

註五 Gierke, *Political Theories of the Middle Ages*, trans. by F. W. Maitland, p. 188.

註六 John of Salisbury, *Polycraticus*, p. 38.

註七 Gierke, *Political Theories of the Middle Ages*, p. 201.

註八 Figgis, *The Theory of the Divine Right of Kings*, p. 113.

註九 Poole, *Illustrations of the History of Mediæval Thought*, p. 89.

註十 *ibid.*

註十一 Marsiglio of Padua, *Defensor Pacis*, p. 15.

註十二 Nicolas of Cues, *De Concordantia Catholica*, p. 13.

註十三 Poole, *Illustrations of the History of Mediæval Thought*, p. 134.

註十四 Marsiglio of Padua, *Defensor Pacis*, p. 18.

註十五 William of Occam, *Dialogus*, p. 8.

註十六 Cusanus, *De Concordantia Catholica*, p. 11.

註十七 Gierke, *Political Theories of the Middle Ages*, p. 151.

註十八 Poole, *Illustrations of the History of Mediæval Thought*, p. 192.

註十九 Wickliffe, *De Civili Dominio*, ed by Poole for the Wyclif Society, p. 73.